

# 2022年7.1に施工された 廃棄等費用積立制度って？



毎月購入電力量（発電した分）から自動的に積立分引かれる

■対象：10kw以上のすべての事業用太陽光発電設備

■開始時期：調達期間10年を迎えた時点で自動的に外部積立される

※法の施工前に10年を迎えている案件については

2022.7.1以降の最初の検針日～調達期間満期までが対象

■積立先：電力広域的運営推進機関

■積立金額詳細の確認方法

電力会社からの毎月の「購入電力量のお知らせ」にその月の積立額明細記載される

⇒積立累計額を知りたい場合は、下記に登録を行いログインして確認できる

【電力広域的運営推進機関】 [https://www.occto.or.jp/fip/funding\\_tetsuduki.html#](https://www.occto.or.jp/fip/funding_tetsuduki.html#)

■積立金額：下記の通り

【参考①】解体等積立基準額

認定年度※1	調達価格/基準価格※2	廃棄等費用認定額	固定価格利用年	自家消費比率	解体等積立基準額	
2017年度	40円/kWh	1.70万円/kW	12.0%	-	1.62円/kWh	
2013年度	36円/kWh	1.48万円/kW	12.0%	-	1.40円/kWh	
2014年度	32円/kWh	1.46万円/kW	13.0%	-	1.28円/kWh	
2015年度	29円/kWh	1.54万円/kW	14.0%	-	1.25円/kWh	
2016年度	24円/kWh	1.34万円/kW	14.0%	-	1.09円/kWh	
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.31万円/kW	15.1%	-	0.99円/kWh
	第1回入札	落札者ごと	1.07万円/kW	15.1%	-	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.19万円/kW	17.3%	-	0.80円/kWh
	第2回入札	(落札者ごと)	-	-	-	-
2019年度	入札対象外	14円/kWh	0.94万円/kW	17.3%	-	0.63円/kWh
	第4回入札	落札者ごと	0.82万円/kW	17.2%	-	0.54円/kWh
2020年度	10kw以上50kw未満	13円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kw以上	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	-	0.66円/kWh
2021年度	10kw以上50kw未満	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kw以上	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	-	0.66円/kWh
2022年度	10kw以上50kw未満	10円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kw以上	10円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	-	0.66円/kWh
2023年度	10kw以上50kw未満	9.5円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kw以上	9.5円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	-	0.64円/kWh

※1 期間的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の認定において設定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。

※2 参考として記載している調達価格については「+新費税1」を省略している。入札対象の調達価格/基準価格は落札者ごと。

例)2013年5月運転開始 ⇒ 2023年5月で10年  
最初の検針日 2023.6月～満期までが対象  
⇒ 例えば 3,000kw発電×1.62円/kw=4,860円/年

■開始前の案内は届く？

事前にお知らせハガキやメールは届かない

開始3ヶ月前になると「購入電力量のお知らせ」に記載される

■積立金取戻し方法

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合】

(解体等の実施が未了の場合)

経済産業省へ下記書類の提出が必要

申請書(改正再エネ特措法施行規則様式第7の4)

印鑑証明書

解体等を行うことを証する書類及びその費用の額を証する書面

<具体例> 認定事業者等と解体・撤去事業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約

書写し(解体等を予定する太陽電池モジュールの量が記載されている必要がある)

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合】

(解体等の実施が完了している場合)

経済産業省へ下記書類の提出が必要

申請書(改正再エネ特措法施行規則様式第7の4)

印鑑証明書

解体等を完了したことを証する書面及びその費用の額を証する書面

<具体例> 認定事業者等と解体・撤去事業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約

書写し(解体等を予定する太陽電池モジュールの量が記載されている必要がある)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し・写真(取外し前・中・後)及び領収書

詳細は下記URLにてご確認ください。「廃棄等積立制度ガイドライン」

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/haiki\\_hiyou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf)

問い合わせ先 0570-057-333 (平日9:00～18:00)

〒360-0012 埼玉県熊谷市上之3849番地4



株式会社 ヒグチ電機

Higuchi Electricity Co.,Ltd

TEL : 048-523-1221 FAX : 048-527-4692

担当者 : 石坂 mail : s.ishizaka@higuden.co.jp

2023.3月